

公益財団法人大分県市町村振興協会評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号並びに公益財団法人大分県市町村振興協会定款第15条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、公益財団法人大分県市町村振興協会（以下「この法人」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及びその支給基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、理事のうち、この法人に常時勤務する役員であって常務理事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、理事及び監事のうち、常勤役員以外の役員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員には、職務遂行の対価として報酬を支給する。この場合、常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員の報酬は日額とする。

- 2 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で報酬を支給する。
- 3 常勤役員、非常勤役員及び評議員の報酬の月額または日額は別表のとおりとし、常勤役員及び非常勤役員には、同表に掲げる各人の年間報酬の総額の範囲内で支給する。
- 4 前各項において、役員等が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合には支給しない。
- 5 常勤役員には前条第3号のうち賞与として期末手当を支給する。
- 6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の300を乗じて得た額を、

6月及び12月の2回に分けて支給する。この場合、期末手当基礎額は報酬月額と同額とする。

7 常勤役員の報酬及び期末手当の支給方法については、公益財団法人大分県市町村振興協会職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、全額を通貨で直接役員等に支払うものとし、別に定める場合を除き、従事等をした日の属する月の末日までに支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が、報酬を自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人大分県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

別表

職名	区分	報酬額 (1人につき)	年間報酬の総額
常勤役員	月額	300,000円	4,500,000円までの範囲内
非常勤役員	日額	10,000円	450,000円までの範囲内
評議員	日額	10,000円	400,000円までの範囲内
監事 (公認会計士及び税理士)	日額	50,000円	500,000円までの範囲内
監事 (公認会計士及び税理士以外)	日額	10,000円	100,000円までの範囲内